

自由法曹団東京支部

支部ニュース

2026年2月号 NO.626

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6メゾン文京関口II 202号
TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257 発行 自由法曹団東京支部



- 第54回自由法曹団東京支部総会 開催しました
- 事務局長退任のご挨拶……………旬報法律事務所 早田 由布子
- 事務局次長退任のご挨拶……………旬報法律事務所 沼田 英久
- NBCユニバーサル整理解雇事件の提訴のご報告……………東京法律事務所 山内 志織
- 公正で自由な選挙の実現を求める要請行動を行いました
……………東京東部法律事務所 柏木 優孝
- 第54回自由法曹団東京支部総会 特別報告集追補
大気公害患者のたたかいー新たな公害訴訟……………渋谷共同法律事務所 原 希世巳
- 生活保護の扶養照会に関する要請を行いました
……………東京東部法律事務所 柏木 優孝
- お知らせ……………4/25(土)ボウリング大会開催決定！ 4/20(月)新入団員歓迎企画等

第54回 自由法曹団東京支部総会 開催しました

2026年2月20日～21日、自由法曹団東京支部第54回定期総会が無事に開催されました。

詳しい内容は、次号以降の支部ニュースにてご紹介いたします。本総会をもって、東京支部の執行部体制は次のとおりとなりました。どうぞよろしく願いいたします。



2026年度執行部体制

支 部 長	滝沢 香	(再・東京法律事務所)
幹 事 長	久保木 亮介	(再・中野すずらん法律事務所)
事務局 長	船尾 遼	(新・東京東部法律事務所)
事務局次長	小河 洋介	(再・東京合同法律事務所)
	柏木 優孝	(再・東京東部法律事務所)
	伊久間 勇星	(再・東京法律事務所)
	田中 淳	(新・城北法律事務所)
	永井 久楽太	(新・東京南部法律事務所)

総会に際しては、下記の来賓の方々にご臨席いただき、連帯のご挨拶を頂戴いたしました。

自由法曹団	団 長	黒岩 哲彦 様
東京地方労働組合評議会	事務局長	井澤 智 様
革新都政をつくる会	事務局長	中山 伸 様
国民救援会東京都本部	事務局長	藤田 力 様

また、憲法改悪阻止東京連絡会議事務局長の田中章史様から連帯のメッセージを頂戴いたしました。心より御礼申し上げます。



退任の先生方、2年間ありがとうございました。

事務局長退任のご挨拶



旬報法律事務所 早田 由布子

本総会をもって事務局長を退任しました。2012年～13年に次長を務めて以来、約10年ぶりの支部執行部でした。

私が若手のころから、若手がもっと参加しやすい団にしたいという問題意識を持ってきました。東京支部では、以前から総会・サマーセミナーにおける参加費の若手補助を行ってきたほか、若手向けのイベントも多く企画してきました。特に、総会・サマーセミナーで若手が一言も発言せずに帰ることのないよう、少人数で発言しやすいようにグループディスカッションを企画したり、新人・若手に特に発言を事前をお願いしたりといった工夫を続けてきました。新人・若手ならではの感性に基づく発言に私自身も刺激を受けましたし、ベテラン団員の重みのある発言でもあらためて勉強させていただき、さまざまな方から発言していただいて交流することの重要性を実感しました。コロナ禍を経て事務所・世代をまたいだ団員間の交流が減っているという声が聞かれていた中、東京支部が、事務所・世代を越えて意見交換ができる場所となれていましたら幸いです。

家庭に目を向ければ、小1の壁に直面した2年間でもありました。保育園時代よりも子どもに向き合わなければならない時間が増え、仕事に使える時間が圧倒的に減りました。東京支部は、定例の会議がすべて平日日中であり、家庭との両立はしやすい環境にあると言えますし、私も配偶者の協力のもと両立できました。自由法曹団におけるジェンダーバランスは改善される必要があります、東京支部も新執行部8名のうち女性が支部長のみという状況です。男女問わずではありますが男性に偏っている現状に鑑み特に女性のみなさん、積極的に支部活動に参加いただき、執行部を引き受けていただきたいと思います。

事務局長就任直後から専従事務員が不在となり、事務体制を整えることだけで精一杯になってしまった反省はありますが、新執行部は運動が得意な方々だと思いますので、この情勢においても運動を盛り上げていってくれることと思います。団員のみなさまも引き続き積極的なご参加をよろしく願いいたします。2年間ありがとうございました。

事務局次長退任のご挨拶



旬報法律事務所 沼田 英久

2024年度と2025年度の2年間にわたって自由法曹団東京支部の事務局次長を務めさせていただきました。振り返ってみると、ありがちではありますが、(支部の活動に限らず)「あっという間だったなあ」というのが率直な感想です。

私は2年間を通じて、「差別」と「労働」の分野を担当しました。「差別」分野では積極的な活動ができなかったことが惜しまれますが、それでもこの分野を担当しているという意識をもって自分なりに差別問題に向き合うことができたことは、少なくとも私にとっては貴重な機会でした。「労働」分野は日々の業務と近い活動もありましたが、労働組合との事件以外の交流等は日々の業務でもそう多くはないもので、これもまた私にとっては貴重な機会でした。

支部の活動に事務局次長の立場で携わって感じたことの一つに「支部の活動を広く支部の団員に知ってほしい／活動に参加してほしい」ということがありました。というのも、事務局次長になる前、私自身はあまり支部の活動のことをほとんど知りませんでした（ソフトボール大会を開催していることくらいは知っていましたが、参加したことはありませんでした。なお、事務局次長になってからもソフトボール大会に色々あって出場はできていません。）。ただ、実際に執行部に入ってみて、支部が他にもたくさん活動をしていることを知りました。きっと団員であれば多くの方にとって有意義だろうと思う活動ばかりなので、もっと多くの団員にそのような活動をしていることを知ってほしい／もっと多くの団員に参加してほしい、というのが私が感じたことでした。特に、支部の活動に参加した経験が少ない新人・若手（私も若手ではありますが。）の団員にはより積極的に支部の活動に参加してほしいなあ、というのが私の思いです（自戒も込めて）。

忙しい日々の業務の中で憲法や平和、人権問題と向き合うことは、必ずしも多くありません。私にとっては、支部の活動はそういったことに向き合う機会・時間をくれるものでした。そのような活動にはこれからも積極的に活動していきたいと思います。

2年間、事務局次長として支部の活動に携わらせていただき、ありがとうございました。

以上

NBCユニバーサル整理解雇事件の 提訴のご報告



東京法律事務所 山内 志織

1 概要

本件は、原告が、①2025年6月30日付けで被告が行った整理解雇の無効を争い、裁判所に対して地位確認及び賃金請求を行うとともに、同じく原告となっている労働組合が、本件整理解雇に至るまでの一連の被告の対応が不法行為に該当するとして損害賠償を求めて提訴した事案です。今泉義竜団員と当職が原告らの代理人に就いています。

2 当事者

原告労働者は、現在62歳の男性で、1989年に会社に正社員として採用され、定年となった2023年8月の定年後も継続雇用で働いていました。本件整理解雇まで、被告では営業の業務に従事するとともに、労働組合では書記長を務めていました。

原告労働組合は、正式名称を全日本電機電子情報関連産業労働組合連合会NBCユニ

バーサル・エンターテインメントジャパン労働組合といいます。

被告であるNBCユニバーサル・エンターテインメントジャパン合同会社は、映画会社のユニバーサル、テーマパーク等の事業を所有及び運営しているNBCユニバーサル傘下の日本法人です。被告の従業員数は96名で、被告は、洋画のジュラシックワールド、ワイルドスピード、ミニオンズなどのシリーズの販売権、これらの作品に登場するキャラクターのグッズ製作や販売権等を有しています。

3 本件整理解雇に至るまでの経緯

(1) 2024年5月、被告は原告労働組合に対して、フィジカルホームエンターテインメント事業から撤退し、LAQ事業の一部からも撤退することを通告しました。これは、具体的には、映像作品のDVDやブルーレイディスクの生産や販売を被告が直接行うという、「フィジカルビジネスモデル」から、映像作品の生産や販売については他社に委託して被告では行わず、被告は制作会社に対するライセンスを有し、その供与を中心とするビジネスモデルに転換するという方針を意味します。

(2) そして、被告は2024年7月10日、原告労働組合に対して96名の従業員のうち、41名の人員を削減する計画を提示しました。この41名のうち、原告労働組合員は26名、非組合員は15名でした。

原告労働組合は、被告に対し、人員削減の必要性を裏付ける資料の開示を求めましたが、被告は原告労働組合の求めに応じず、資料の開示を部分的にしに行いませんでした。また、被告は、希望退職募集を実施することなく、被告が選定した従業員に対して個別に退職勧奨を行いました。

最終的に、被告は、退職勧奨に応じていなかった原告労働組合の執行部3名（原告本人含む）に対して6月30日付けで整理解雇をすること、6月27日までに退職合意書にサインした場合には解雇通知を撤回すると通知しました。原告労働組合の執行部のうち、委員長、副委員長はやむを得ず退職合意書にサインしましたが、最後まで退職合意書にサインせず抵抗した書記長の原告が、6月30日付けで整理解雇されてしまったというのが本件整理解雇に至るまでの経緯です。

4 今回の裁判で原告らが主張していること（本件整理解雇は、整理解雇の4要件を満たしていない）

そもそも、整理解雇は、ご存知のとおり他の種類の解雇とは異なって、使用者側の事情による解雇であるとともに、経営状況によって一度に多数の労働者が解雇の対象とされることが多いので、誰を解雇対象とするのか、という人選の問題も生じます。ですので、整理解雇については、一般の解雇と比べて、より具体的で厳しい制約を課すという判例法理が裁判上形成されてきました。

具体的には、①人員削減の必要性、②解雇回避努力を尽くしているか、③人選の合理性があるといえるか、④手続きの妥当性があるといえるか、という4点を考慮して、解雇の権利濫用性を判断していきます。

今回の裁判で原告は、会社による整理解雇はこの4点をいずれも満たしておらず、解雇は権利の濫用として無効であると主張しています。

5 整理解雇の4要件について

(1) まず、人員削減の必要性については、これを根拠づける資料の提示がされていないことが挙げられます。被告は、原告労働組合が求めた過去5年間の財務諸表や、被告全体の財務状況が分かる資料を開示しませんでした。このため、いかなる分析や検討の結果、41名もの削減が必要だという判断に至ったのかが不明でした。実際、被告が原告労働組合へ提供した資料上も、本件整理解雇時点でただちに人員削減を必要とするような経営状況ではありませんでした。

さらに、被告は、原告労働組合との2024年春闘、2025年春闘においても、基本給の昇給を妥結しているほか、2024年以降も採用活動を継続していました。これらのことから、訴状では、本件整理解雇時点において、被告に在籍している人員を本当に削減する必要性があったとはいえないと指摘しています。

(2) また、②解雇を回避するための努力を会社が尽くしたのかについては、被告が、例えば役員陣の報酬の減額や、その他の経費の削減を行った形跡がないことを訴状では指摘しています。さらに、被告は配転等もほとんど検討・実施していません。解雇という手段を取る前に、解雇以外の人員削減手段を用いて解雇をできる限り回避した形跡がないということを訴状では指摘しています。

(3) 加えて、③被告は、本件整理解雇にあたり、原告労働組合に対しても、原告本人に対しても、人選の基準を示していませんでした。訴状では、これらに関しきちんと説明を尽くし、誠意をもって協議を行っていないという被告の対応について、手続きの妥当性にも欠けることを指摘しています。

6 原告労働組合に関する請求

また、被告は、指名退職勧奨を強行して、最終的に退職勧奨に応じなかった原告労働組合の執行部3名については解雇予告通知を行い、原告本人の解雇後に団体交渉を申し入れた際には、役員が不在であることを理由に団体交渉を拒否しました。これらの点などについて、原告労働組合は、裁判において団体交渉権、団結権侵害の不法行為として損害賠償請求を求めています。

7 第1回期日（2026年1月13日）

2026年1月13日、第1回期日が開かれました。担当は瀬田浩久裁判官です。第1回期日では、原告本人と原告訴訟代理人がそれぞれ意見陳述を行い本訴訟のポイント等について話しました。また、被告訴訟代理人も出頭し、意見陳述を行いました。整理解雇の4要件（要素）を意識しつつ、会社としてはビジネスモデルの変更を迫られる中、従業員への説明も十分行っていた、原告本人以外はみんな納得して退職していった等と縷々述べておられましたが、最後には第1回期日にもかかわらず、「話し合いによる解決」に言及する等、やや及び腰な姿勢も見られました。

当日は、原告本人を支援するため、原告組合員のみならず、同業種の労働組合等から40名を超える傍聴者が詰めかけ、法廷に入り切らないほどでした。業績自体は黒字であるにもかかわらず、「ビジネスモデルの変更」を理由とする人員削減は被告会社のみならず他の業界でもまさしく明日は我が身という状況でしょう。今後も、できる限り、Webではなく弁論を維持し、裁判所に支援者の存在をアピールしていきたい

です。

8 本件の意義

本件は、被告の組織再編を理由として、指名退職勧奨をした上に、これに応じなければ解雇するという、日本の整理解雇法理を無視する乱暴な人員整理手法がとられたケースです。また、労働組合の三役を会社から追い出した上に役員が不在であることを理由に団体交渉を拒絶したという点でも悪質であるといえます。訴訟においては、このようなやり方は許されないことを司法の場で明らかにしたいと考えています。

公正で自由な選挙の実現を 求める要請行動を行いました



東京東部法律事務所 柏木 優孝

団東京支部と国民救援会東京都本部は、衆議院議員選挙に向けて、衆議院議員選挙・弾圧対策本部を設置しました。また、弾圧対策本部は、2026年2月2日、都選管、東京地方裁判所、東京簡易裁判所、警視庁、東京都公安委員会に対し、衆議院議員選挙にあたって「公正で自由な選挙の実現を求める」要請行動を行いました。要請には、団東京支部より、滝沢本部長、久保木副本部長と私、国民救援会東京都本部より、金高副本部長と藤田事務局次長が出席しました。

都選管への要請では、久保木副本部長より、「突然の選挙となり職員の業務は大変ではないか。忙しいなかでも公正な選挙が行われるように対応してほしい」等と要請しました。藤田事務局次長からは、「直近の選挙では、候補者への妨害行為が起きていた。改めて選挙妨害などは違法であるという広報をお願いしたい」等と要請しました。担当者は、「突然の選挙となり、職員は出ずっぱり。地方では積雪対策が大変であると聞いているが、都としては選挙関連の物の準備が大変である。ただ、選挙を適正に執行すること、公正公平な選挙を行うことが最大のミッションである。また、現在は受験期ということもあり、地域によっては、学校の近くを候補者が宣伝カーで通らない、大きな音を出さないなどの配

慮をした選挙運動をしているようである。候補者への選挙妨害が違法であることについても、SNSなどを活用して引き続き周知する」等と答えました。

東京地裁への要請では、金高副本部長より、昨年の参院選で、世田谷区内で発生したマンションの集合ポストに法定ビラを配布したことについて住居侵入で告訴された事件を取り上げ、「三鷹のビラ配布事



件で集合ポストへのビラ配布は違法性がないと判断されているのであるから、当該告訴を受理したことは許されない。同様のことがおきないようにしてほしい。」等と要請しました。滝沢本部長からは、「裁判例で示された内容が現場で生かされていない。適正な令状審査をするように求める」等と要請しました。東京簡裁への要請では、滝沢本部長より、同様の要請をしました。

警視庁、東京都公安委員会への要請では、藤田事務局次長より、上記世田谷区内で発生したビラ配布事件を紹介し、「集合ポストへのビラ配布については違法性がなく、告訴を受理することが誤りであった」旨の指摘をし、久保木副本部長からは、「葛飾ビラ配布弾圧事件や三鷹のビラ配布事件の判決などを現場に反映するように」等と要請しました。滝沢支部長からは、「選挙後にも、ビラ配布などをめぐってトラブルになる可能性もある。世田谷の事件のように、告訴が受理されれば、市民の選挙活動が委縮してしまう。そのようなことがないように、上記判決を現場にも周知徹底するように」等と要請しました。

団支部として、公正で自由な選挙が行われるように、引き続き、弾圧対策に取り組んでいきます。





第54回

自由法曹団東京支部総会 特別報告集追補

大気公害患者のたたかい—新たな公害訴訟

渋谷共同法律事務所 原 希世巳

公害責任裁定・患者らの申請を棄却

2022年6月、東京、千葉、埼玉、神奈川、名古屋、大阪の大気汚染患者は、国及びメーカー7社（トヨタ、日産、三菱自動車、日野自動車、いすゞ自動車、マツダ、UDトラック）に対して損害賠償を求めて、公害等調整委員会（公調委）に公害責任裁定を申請した。その趣旨、経過、争点などについては、昨年度の特別報告で述べたので、ご参照頂きたい。

公調委は3年にわたる審理の末、2025年6月2日、自動車排ガスと気管支ぜん息等の因果関係は認めがたいという理由で、患者らの請求を全面的に棄却する不当裁定を下した。

申請人らは、この因果関係については千葉大学調査、環境省SORAプロジェクト等、自動車排ガスの健康影響に関わる疫学調査により明らかになっていること、特にSORAプロジェクトではSPM濃度を指標とした高濃度地域（都市部）は非汚染地域（田園部）の2倍、ないし3～4倍の発症危険が観察されていること等を立証してきた。

これに対し公調委は、千葉大調査は、SPM濃度が喘息発症に与える影響の確認を目的としてデザインされたものではないこと、SORAプロジェクトは学童を対象とした調査では積極的な結果が出ているが幼児調査、成人調査との間に一貫した結果が見られなかったこと等を理由として因果関係は立証されていないとした。しかしこれらの理由については、責任裁定手続の中で詳細に反論済みの論点であり、これにまともに向き合おうとしない公調委の判断は明らかに不当なものであった。

新たな大気汚染公害訴訟の提起

公調委の責任裁定に対して不服がある者は30日以内に訴訟提起しないと裁定を認められたものとされるため、申請人患者の皆さんは急遽、訴訟提起の運動を進め、7月1日に関東地域と名古屋地域の115名が原告になって新たな大気汚染公害訴訟を東京地裁に提訴した。裁定申請人は158名であったが、亡くなったり、高齢で動けなくなった患者もいるので、実質申請人の8割近くが、納得できないとして再度立ち上がったわけである。

被告は国、自動車メーカー7社のほかに首都高速道路（株）を加えた。幹線道路沿道の大気汚染はとりわけ甚だしく、道路管理者としての責任は明らかであるからである。

請求の趣旨は患者1人100万円の損害賠償金を支払えというものである。1人100万円という金額はこれまでの大気汚染公害訴訟の請求額や、また裁判上の和解金額と比較しても低額である。それは原告患者の皆さんの思いの中心は個人の賠償金ではなく、国やメーカーの責任を明らかにしてぜん息等の医療費助成制度を作らせる事にあるためである。

慢性の呼吸器疾患は、根治することはない、患者は一生薬を飲み続けたり、吸入し続けたりしなくてはならない。患者は最低でも月に1万円近く、発作を起こすと数万円、入院となると数十万円の医療費負担に苦しめられる。近時ぜん息治療薬の進展は著しく、次々

と有効な皮下注射薬や吸入薬が開発され、これらを使うと発作の心配がなく日常生活が送れるようになった。ところがこれら新薬は極めて高価であり、新薬を使う患者は3割負担でも毎月3～10万円もの自己負担分を支払い続けなくてはならない。

このように極めて高価な薬でも、息の出来ない苦しさ、更には死の恐怖を免れ、当たり前の日常生活を取り戻すため、何としても使用していきたいというのが多くの患者の願いである。医療費助成制度の創設はますます重要になっている。

今後の訴訟進行について

自動車メーカーは1970年代後半から、経営戦略として、大量の汚染物質が排出されることを承知しながら、とりわけ中小型貨物車（総重量8t以下）や乗用車のディーゼル化・直噴化を進めた。これにより都市部の粒子状物質（PM）排出量は4倍に膨らんだ。ところが国は20年以上にわたってディーゼル車のまともな排ガス規制を行わず、メーカーのディーゼル化・直噴化を野放しにして、事実上メーカーのディーゼル化戦略の推進に協力したのである。このような国やメーカーの公害発生責任は明白というべきである。

しかし、これまでの大阪西淀川訴訟から東京大気訴訟まで5つの判決では、自動車排ガスによる大気汚染については幹線道路沿道の被害者に限って請求が認容されてきた。一定の沿道地域以外は自動車排ガスの因果関係は認めがたいとしたのである。これに対し、この新訴訟はこの従来の枠組みを打破し、自動車排ガスによる大気汚染が面的な広がりをもって進行し、都市部における深刻な公害被害をもたらしたことの責任を問うものである。

この点については、公調委は上記判決の結論を踏襲して、自動車排ガスの面的な因果関係を否定したわけである。弁護団としては、この因果関係論について責任裁定の審理の中では圧倒的な主張・立証を展開したと考えているが、従前の判決の枠組みを打ち破るところまでは至らなかった訳である。本訴においては、責任裁定では行わなかった学者・専門家の証人尋問なども追求して主張立証活動を進めていく準備をしている。

新訴訟は、本年2月4日に第1回口頭弁論期日が予定されている。提訴から半年以上間が空いた形となったが、担当裁判官（民事32部）はこれまでの進行協議で、責任裁定の議論の繰り返しは避けて、効率的な進行を目指したいとしている。

更なる運動の拡大とあわせて充実した裁判進行を実現していきたい。

執行部の不手際で、特別報告集への掲載が間に合わず、掲載できなかった原稿が1点ございましたため、追補版として本支部ニュースおよび団員専用ページに掲載させていただきます。原団員をはじめ、関係者の皆さまにはご迷惑をおかけしましたこと、お詫び申し上げます

生活保護の扶養照会に関する 要請を行いました



東京東部法律事務所 柏木 優孝

自由法曹団本部と東京支部は、2026年1月26日、東京都に対し、扶養義務者の扶養や扶養照会のウェブページに関する要請を行いました。団からは、黒岩哲彦団長、佐藤宙団員、高橋寛団員、藤原朋弘団員と私が参加しました。東京都からは、担当の福祉局生活福祉部保護課長、同保護課課長代理（指導総括担当）が参加しました。

この要請の目的は、東京都内の各自治体のウェブページを調査したところ、生活保護の利用条件として、親族の扶養は「要件」ではないにもかかわらず、あたかも「要件」であるかのように誤解を招く記載をしている自治体があったことから、東京都から各自治体に対して、指導するよう求めるものです。

生活保護法第4条2項では「扶養は保護に優先する」と規定されており、保護の要件とはされていません。しかし、この「優先」と「要件」の違いはととてもわかりにくいものです。また、親族への扶養照会については、厚労省が2021年2月26日に出した通知で、DVや虐待のある場合は親族に連絡をしないということが明確になり、「一定期間（たとえば十年程度）、音信不通が続いている」、「親族から借金を重ねている」、「相続をめぐる対立している」等の事情がある場合も扶養照会を行わなくてよいということになりました。

しかし、現在でも、生活保護を受けるという事実を親族に知られたくない人が申請をためらってしまうなど、扶養照会は生活保護申請の最大の障壁になっています。本来、保護を受けるべき人が受けられていないという実態があるということです。

この状況を改善するために、インターネットから情報を収集することが一般的な現代社会においては、各自治体のウェブページの記載を見直すことは大変重要なことと思います。

東京都内の自治体のウェブページの記載例をあげると、足立区は、「扶養義務者の扶養は『保護に優先して行われる』ものと定められており、『保護の要件』とは異なる位置づけのものとして規定されています。要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない場合等は基本的には扶養照会を行いませんので、担当する福祉課にご相談ください。」と記載されています。新宿区は、「ご親族などから、仕送りや養育費などの援助を受けることができる場合は、生活保護に優先して活用していただきます。なお、ご親族には、可能な範囲で援助を行っていただくものであり、ご親族がいるというだけで、生活保護を受給できないということはありません。ご親族に対して、扶養・援助の可否について照会を行うことがあります。長年の間、音信不通で交流がないと判断できる場合やDVや虐待等の特別な事情がある場合には照会を配慮しますので、ご相談ください。」と記載されています。これらの記載は、実際の運用に基づくとともに、とても分かりやすく記載されており、良い例といえます。

これに対し、小平市は、「生活保護は、自らの能力や親族の援助、その他の法律や制度

によって支給される年金や手当及び資産、貸し付け、その他あらゆるものを生活費に充当しても、なお国が決めた最低生活が維持できないときに対象になります。」と、親族からの援助があたかも要件かのように記載されていますし、荒川区は、「生活保護を受ける前に、まず働いたり、年金や手当をもらったり、資産を処分したり、親族からの援助を受けるなど、できる限りの努力を行う必要があります。」と、親族からの援助が資産の活用と同列に記載されています。このようなウェブページの記載は、申請者の誤解を招くものであることは明らかで、直ちに改善すべきです。

そこで、東京都に対しては、次の4点を各自治体に周知徹底するよう要請しました。

①扶養義務者の扶養を要件と同列に記載するなど、扶養義務者の扶養が生活保護支給の要件であるとの誤解を招く記載をしている自治体には、速やかな訂正を指導すること。

②扶養義務者の扶養の優先についてHPに記載をする場合は、要件でないことを明記すること。

③扶養照会についてHPに記載をする場合は、「明らかに扶養を期待できない者」に対しては扶養照会をしないことを明記するとともに（別冊問答5-1）、その具体例として、東京都運用事例集問4-5の「親族が都内近隣に居住する場合、生活困窮に至る過程で疎遠になっているような事例もあることから、過去1年以上の間、音信も含め全く交流関係が途絶えている場合」も含まれることを明記すること。

④扶養照会をしない場合もあるため、扶養照会が懸念に思っている方も、生活に困っている方は、一度福祉事務所への相談を促すような記載を設けること。

また、東京都の担当者に要請書を渡す際には、23区と多摩地域の各自治体の生活保護に関するウェブページの記載をまとめ、適切な記載や誤解を招く記載を認識できるようにした表も交付しました。

要請を受けた担当の福祉局生活福祉部保護課長は、「各自治体のウェブページの記載について、問題点を把握しました。東京都としても、各自治体に対し、扶養調査は要件ではないこと、誤解を招く記載がないように指導助言をするようにします。また、自治体ごとにウェブページの質に格差があるのは間違いないので、分かりやすくするように伝えていくようにしたい。」と回答し、各自治体のウェブページの記載を改善することについて、前向きな姿勢がうかがえました。

今回の東京都に対する要請及びその前に実施した原のり子都議、米倉春奈都議との懇談などに参加して、生活保護の申請をためらわせる扶養照会という制度自体の問題、さらには各自治体の運用・説明方法にも問題があること等について、認識させられました。生活保護を必要とする人が申請をためらってしまうことがないように、引き続き、生活保護制度の適正な周知と問題の改善を求めていくことが必要だと感じました。

以上

お知らせ

事務局次長 小河 洋介

ボウリング大会 開催決定!

好評につき、今年もやります!

2026年4月25日(土)

時間: 11時開始(予定)

場所: 未定

表彰式兼懇親会あり



詳細は追っていたします。

日程の確保をお願いします。

自由法曹団東京支部では支部会員間の交流を目的として例年ソフトボール大会を開催していますが、同大会は白熱のあまり未経験の方にとってはやや参加のハードルが高いという声が多くありました。

そこで、東京支部では、近年、より参加しやすい交流企画として、ボウリング大会を開催してきました。

昨年も多くの方にご参加いただき、幸いなことに好評の声が多かったです。本年も開催することが決まりましたので、日程についてお知らせします。

場所や時間等の詳細については現在調整中で、決まり次第改めてお知らせします。今年も昨年と同様、大会終了後に会場近隣にて表彰式兼懇親会を行う予定ですので、皆さまぜひ奮ってご参加ください!

幹事長 久保木 亮介

あらたに団員となった新人弁護士の皆さん、おめでとうございます!

東京支部では、皆さんの歓迎もかねて、弁護士登録数年の若手の団員弁護士を講師に招いて、自由法曹団員としての日々の活動・仕事・生活について語って頂きます。

★自由法曹団ってどんなところ?

★具体的には何をしているの?何が出来るの?

★日々の弁護士業務との両立は?休日やプライベートはどのように確保しているの?

等々、何でも気軽にお尋ねください。

新入団員歓迎企画

自由法曹団

若手弁護士の日常(仮)

4月20日(月)午後4時

場所

自由法曹団本部+ZOOM参加も可。
(追ってURLをお知らせします)

講師

浅野ひとみ団員(東京法律事務所、73期)

小河洋介団員(東京合同法律事務所、73期)

- 入団して年数の浅い若手の皆さんの参加も、大歓迎です。
- 終了後は、歓迎懇親会(飲食あり、新人の方は無料)を持ちますので、こちらもぜひご参加ください!

支部幹事会 年間予定をお知らせします。

3月25日(水)	14時半～17時
4月20日(月)	14時半～17時
5月20日(水)	14時半～17時
6月18日(木)	14時半～17時
7月17日(金)	14時半～17時
8月21日(金)～22日(土)	サマーセミナー
9月16日(水)	14時半～17時
10月22日(木)	14時半～17時
11月20日(金)	14時半～17時
12月16日(水)	14時半～17時+忘年会
2027年1月22日(金)	14時半～17時

幹事会では学習会の開催も行っています。ZOOM でのご参加も可能ですのでふるってご参加ください。

<物故団員>

2026年1月15日

原 和良団員 47期 弁護士法人パートナーズ法律事務所 享年63歳

謹んでお悔やみ申し上げます

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかををを選んでいただけます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：050-3808-5528 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ25-07055 2025年9月10日)